

別紙1 包括的保存管理計画と諸計画等との関係



【策定根拠】
世界遺産条約履行のための作業指針
108. 各推薦資産には、資産の顕著な普遍的価値をどのように保全すべきか（参加型手法を用いることが望ましい）について明示した適切な**管理計画**の策定又は**管理体制**の設置を行うこと。
109. 管理体制の目的は、推薦資産の現在及び将来に渡る効果的な保護を担保することである。
管理計画＝北海道・北東北の縄文遺跡群包括的保存管理計画
管理体制＝縄文遺跡群世界遺産本部（令和4年4月～）

【参考】世界文化遺産の遺産影響評価についてのガイダンス（イコモス、2011年）
 【参考】世界文化遺産の遺産影響評価にかかる参考指針（文化庁、2018年）

「北海道・北東北の縄文遺跡群経過観察年次報告書」作成（2020年度～）